○事業の趣旨・目的について		
No.	質問事項	回答
1	本事業の趣旨・目的は何か。	令和5年度以降、本事業の成果を基に、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととしています。 (参考)「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(令和2年9月1日第4回学校における働き方改革推進本部)  https://www.mext.go.jo/content/20200901-mxt kouhou01-100002242 7.pdf  そのため、本事業では、休日の部活動を地域の活動として行うこと(地域部活動)や地域移行に向けた合同部活動を推進するため、全ての都道府県に拠点校を設け、生徒への指導や大会の引率等を担う地域人材の確保や活動場所、移動手段等の確保やそれらにかかる費用負担等の課題解決に向けた実践研究(モデル事業)を行います。  ※令和4年度にて本モデル事業は終了予定。

〇事業	事業の実施について		
No.	質問事項	回答	
1	事業実施までのスケジュールはどのようなものか。	令和4年度当初から円滑に事業を実施するために以下のスケジュールを予定しています。 (現段階での予定であり、変更の場合もあります。) ①公募の開始:令和4年1月下旬頃(文化庁HPに公募要領等を掲載予定) ②公募の締切:令和4年3月上旬頃 ③企画提案書の予備審査(外部有識者等による):令和4年3月上旬頃 (例内定結果の通知:令和4年3月中旬頃 ⑤契約準備:令和4年3月下旬頃 ⑥契約締結:令和4年4月初旬	
2	どのような実施形態となるのか。	本事業の実施にあたっては、まず、文化庁から経費の支払いや精算処理等の業務を受託した業者(以下「文化庁事務受託業者」という。)と地域部活動の実施主体(都道府県、市町村又は地域の文化芸術団体等)との契約締結が必要となります。 地域部活動の実施主体においては、平日の学校部活動と連携しながら休日の地域部活動を実践していただき、費用については文化庁事務受託業者から地域部活動の実施主体に対してお支払いをすることになります。(文化庁→文化庁事務受託業者→実施主体)なお、市町村又は地域の文化芸術団体等が地域部活動の実施主体となる場合であっても、都道府県から当該市町村又は大生活術団体等を推薦していただくとともに、文化庁や文化庁事務受託業者からの進捗状況等の問合せ等について御協力いただきます。 ※令和3年度(今年度)の文化庁事務受託業者は「近畿日本ツーリスト株式会社」、令和4年度は公募により令和4年3月に決定。	
3	予算規模はどの程度か。	1件(拠点校が複数ある場合も含む)70万円が上限となります。	
4	具体的に、都道府県はどのような作業を行うのか。	都道府県において中学校1校(1地域で複数の学校で実施することも可。また採択数、予算の状況にもよるが、希望があれば複数地域での実施についても考慮する。)を拠点校として選出の上、応募・推薦していただきます。 都道府県が地域部活動の実施主体となる場合又は契約主体となる場合は、文化庁事務受託業者との間で契約を締結していただきます。 市村又は地域の文化芸術団体等が契約主体となる場合は、都道府県から当該市町村又は文化芸術団体等を推薦していただくとともに、文化庁や文化庁事務受託業者からの進捗状況等の問合せ等について御協力いただます。	
5	本事業は全ての都道府県で必ず実施しなければならないのか。	令和5年度以降、部活動の段階的な地域移行を図り、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事することなく過ごせるよう、可能な限り全都道府県においてモデル実践を行い、地域間で出来る限り差が出ないようスムーズな地域移行が進んでいくことを目指したいと考えておりますので、積極的な応募・推薦をお願いいたします。	
6	令和5年度以降もこのモデル事業は継続されるのか。	令和5年度からは段階的にではありますが、学校の部活動の地域移行(展開)を全国的に実施することとしており、 モデル事業(地域部活動推進事業)は令和4年度で終了する予定です。令和4年度は本モデル事業の最終年度となりますので、是非、ご応募をお願いいたします。	
7	本事業(休日の地域部活動)中に発生した事故等の 管理責任はどうなるのか。	地域部活動の際に事故が発生した場合は、地域部活動の実施主体が責任を負うことになります。また、地域部活動は、(独) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用外となるため、(公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(文化芸術活動も加入できます)等の保険に加入することを推奨いたします。参考サイト: https://www.sportsanzen.org/hojin/	
8	PTA等の保護者会などを事務局としてもよいのか。	本事業は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るためのモデル事業であるため、地域で継続的に運営が可能な団体に事務局を担っていただくことが必要だと考えております。そのため、代表者、会計、監査、規約等を備えた団体に事務局を担っていただくのが望ましいと考えております。	
9	平日の学校部活動と休日の地域部活動で指導者が 異なる場合、生徒たちが混乱するのではないか。	休日の部活動の地域移行は、教師の負担軽減だけでなく、生徒がより専門的な指導を受けられるなど、生徒にとって望ましい活動の実現も目的としているところであり、生徒が混乱することのないよう、指導方針や活動内容等を決定する際には、生徒の意向を踏まえ、平日の学校部活動(顧問教員等)との連携協力体制の構築を図る必要があります。	
10	休日に加えて平日の部活動も地域部活動とする場合、本事業の対象となるか。	休日に加えて平日の部活動を地域移行する場合にも本事業の対象となります。なお、平日の部活動のみを地域移行する場合には、本事業の対象とはなりません。あくまで本事業では休日の部活動の地域移行についての実践検証であるため。	

〇事業	D事業の経費について		
No.	質問事項	回答	
1	事業の対象となる費目は何か。	対象費目としては、賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相 当額、再委託費等となります。 予定している費用がどの費目に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせいただきますようお願いいたしま す。 ※消耗品費で購入できるのは単価5万円未満の物品。(文化庁規程)	
2	本事業において、文化団体等が実施団体である場合、団体側が生徒たちから会費などの追加費用を徴収することは問題ないか。	問題はありませんが、経費の二重計上等を避けるため、会費等の追加費用の徴収分は、「収入」(B)として計上していただき、本事業にかかる「支出額合計」(A)から差し引いていただくことになります。 ※事業経費=「支出額合計」(A)ー「収入」(B)	
3	学校外での活動の場合、生徒たちの交通費、保険料などの保護者負担の増加が予想されるが、本事業の委託費から支出することは可能か。	地域部活動は本来的には交通費、保険料等は受益者負担の考えから保護者への負担をお願いすることになるところですが、本事業については円滑な事業実施に向けて、交通費・保険料等を本事業の委託費から支出することは可能です。	
4	経費として楽器等の修繕費は認められるか。	原則認められません。ただし、消耗品費で対応できるような軽微な部品交換程度であれば認められる。	
5	委託費について、都道府県にて一部使用した上で、残 りを市町村等へ再委託することは可能か。	事務費等をはじめ、委託費の一部を都道府県にて使用し、残りを市町村等へ再委託いただくことは問題ありません。再々委託についても同様に考えていただいて構いません。ただし、経費を含めて事業まるまる全部を再委託、再々委託することは出来ません。 https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/2021121701_01.pdf (文化庁委託業務実施要領 参照)	
6	支出する経費については実施要領に記載されている 単価でなければならないのか。	経費の単価については地方自治体、または実施団体等が定める規程等に準じて支出していただいて構いません。 ※実施要領で示しているものはあくまで文化庁の単価を例示しているものです。	
7	指導者の交通費について、現実的には公共交通機関 の利用ではなく私用車利用にて会場までの往復をして もらうことを想定している。 市の旅費規定により計算した金額を旅費に計上しても 構わないか。	原則的には公共交通機関等を利用していただくことを推奨するところですが、地域によっては 私用車を利用する方が圧倒的に利便性が高い場合も考えられる。そのような観点から、私用車を利用することを妨 げるものではない。ただし、事故等が発生した場合の責任は文化庁では負いかねますので、その点をご理解の上、 利用していただきますようお願いします。 旅費額については、当該地域の旅費規程により計算し、旅費として計上していただいて問題ありません。	

〇地域	〇地域部活動の実施主体等について		
No.	質問事項	回答	
1	地域部活動の実施主体等は、個人でもよいのか。	本事業は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るためのモデル事業であるため、地域で継続的に運営が可能な団体に事務局を担っていただくことが必要だと考えております。そのため、代表者、会計、監査、規約等を備えた団体に事務局を担っていただくのが望ましいと考えておりますので、個人が実施主体となることは想定しておりません。なお、契約主体を都道府県又は市町村とし、部活動指導員等の個人に実施者として御協力いただくことは差し支えありません。	
	実施者について、既に任用している部活動指導員を 活用してもよいか。	部活動指導員として平日の部活動指導を担っている方について、休日の地域部活動における指導にも御協力いただくことは問題ありません。その際には、学校教育から切り離した上での地域の活動としての地域部活動であることを踏まえ、地域の指導者として参画いただくことが適切であると考えます。 一方で、本事業の趣旨を踏まえると、既に任用されている部活動指導員を活用されるのもいいですが、可能な限り新たに、教師に代わり休日の活動の指導を担う地域人材(指導者)の確保にも取り組んでいただきたいと考えます。	
3	事務局職員はどのような方が想定されているのか。	事務局職員は、地域部活動の事務局として、関係自治体や関係団体、学校、保護者等との連絡調整や会計処理、 報告書作成等の業務を行う必要がありますので、そのような業務ができる方を想定しています。	
4	1回の活動に複数の指導者がつくことは問題ないか。	予算の範囲内で弾力的に運用していただいて構いません。 ※1回の活動における指導者数について、特に制限等は設けておりませんので、複数人での指導についても問題な く実施可能です。	

No.	質問事項	回答
1	拠点校(地域)はどのように定めるのか。	拠点校・地域については、先進的なモデルとして実践的に取り組む必要があることを踏まえ、文化部活動の地域移行を円滑に進めることができる(教師に代わり指導等を担う人材や団体の確保が見込まれる)学校や地域を選定してください。
2	各都道府県で拠点校1か所(1校)とあるが、同一都道府県で複数の学校を拠点校とすることも可能か。	1件70万円の予算の範囲内で実施可能であれば複数の拠点校とすることも可能です。 ※令和3年度の実施事例では半数以上が複数の拠点校での実施となっている。
3	各都道府県で1地域とあるが、同一都道府県で複数地域での実践する形での申請は可能か。	原則、各都道府県より1件(1地域)の申請としておりますが、希望があれば複数地域での実施も考慮したいと考えております。ただし、応募件数や予算の状況によっては希望に添えないこともございますので、ご了承ください。
4	拠点校では、通常の部活動と合同部活動をそれぞれ 提案・実施しなければならないのか。	地域部活動もしくは合同部活動のどちらかを実施していただくことになります。なお、合同部活動を実施する場合は、学校部活動の地域移行を前提とした事業の実施をお願いします。
5	拠点校の対象は高等学校でもよいか。	本事業では原則として公立中学校を対象としております。なお、本事業の対象とはなっておりませんが、高等学校等におきましても部活動の地域移行の推進は望ましいと考えます。積極的に進めていただければと思います。
6	合同部活動を対象とする場合、拠点校(地域)はどのように定めるべきか。	学校部活動の地域移行に向けて、地域の実情を踏まえ、特に少子化の影響が大きい過疎地域において市町村を越えた他校との合同部活動や、都市部において市内の近隣校との合同部活動を想定しておりますが、具体的な選定基準等は特に定めておりませんので、対象校・対象地域を任意に定めていただいて構いません。
7	文化部活動の拠点校(地域)は、運動部活動の拠点 校と同じでなければならないか。	文化部と運動部で同じ学校(地域)である必要はございません。 また、逆に両部ともに同じ学校(地域)で実施することも拒むものではありません。
8	公募までに拠点校(地域)を選定するにはスケジュー ルが厳しい。どうにかならないか。	公募は予定どおり2月上旬で一旦締め切りますが、締切に間に合わなかった都道府県については、御要望があれば、令和4年度途中からの申請も認めます。ただし、公募締め切りまでにその旨の連絡(意思表示)があり、かつ6月末日までに申請があった場合に限ります。
9	令和3年度の実施校が継続して令和4年度も実施する ことは可能か。	令和3年度実施校が継続するのではなく、できる限り新たな学校で取り組んでいただくのが望ましいと考えますが、 地域の実情も踏まえ、令和3年度実施校が令和4年度も継続して実施することを拒むものではありません。ただし、 継続する場合であっても、改めて応募申請していただく必要があります。

〇契約	〇契約について		
No.	質問事項	回答	
1	文化庁事務受託業者⇔県教育委員会⇔市町村教育 委員会⇔文化団体等と再委託していくことは問題ない か。	契約主体は自治体で、自治体から地域部活動の実施主体である文化芸術団体等に再委託することは問題ありません。なお、地域部活動の実施主体である文化芸術団体等が契約主体となり、文化庁事務受託業者と直接契約することも可能です。上記の『事業の経費について』の5の回答にも記載しているとおり、再委託する際には経費を含めて事業をまるまる委託することはできません。(文化庁委託業務実施要領参照 https://www.bunka.go,jp/qa/pdf/2021121701_01.pdf)	
2	文化庁事務受託業者と市町村や文化団体等の運営 主体が都道府県を通さず直接契約することは可能 か。	申請については都道府県の方でとりまとめたうえで行っていただきますが、契約については必ず都道府県との契約ではなくても構いません。市町村や文化団体等の地域部活動の運営主体と文化庁事務受託業者との間で直接契約することも可能です。	
3	契約日はどうなるのか。	文化庁と文化庁事務受託業者(3月決定)との契約が令和4年4月1日以降となるため、文化庁事務受託業者と実施者の契約は早くとも4月中旬以降になると予想されます。 (注)契約を締結するまでは事業を開始できません。仮に開始されても契約前にかかった経費はお支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。ただし、事業開始の準備にかかる業務(経費のかからないもの)については実施いただいて構いません。(例:スタッフや参加者募集にかかる業務等)	

〇応募	〇応募関係書類について		
No.	質問事項	回答	
1	企画提案書は都道府県が提出するのか、市町村や実 施団体が提出するのか。	申請については都道府県から提出をお願いいたします。	
2	事業計画書は都道府県で作成するのか、それとも市 町村等で作成するのか。	都道府県、市町村等どちらで作成されても構いませんが、実際に事業を行う市町村等と連携を図って作成下さい。 申請提出については都道府県でお願いいたします。	
3	事業計画書の中の委託経費予定額内訳は上限額を 超えて実際の実施に係る経費全てを計上していいの か?	上限額70万円を超える分については計上しないようお願いします。 ※契約の際に改めて70万円(実施者持ち出し分を除いた金額)の内訳を提出していただくことになり、事務負担が かかってしまうため。	
4	現段階ではまだ指導者等は決まっていないのですが、応募だけはしておきたいのですが、そのようなことは可能か。	可能です。年度途中からの実施も認める予定(公募の締め切りまでにその旨の連絡があった場合に限ります。)ですので、指導者等が決まったところで契約し、事業を開始していただくことになります。年度途中からの開始であったとしても、期間に応じて一律に予算が減額されるというものではありません。	
	様式3及び様式4は都道府県や市町村が契約予定だったとしても提出する必要があるのか。	契約を予定されているのが都道府県や市町村の場合は必要ありません。契約が地域の文化団体等である場合に提出していただくことになります。	
6	委託経費予定内訳の記入例に記載されている単価で 実施しなければならないのか。	例示しているものはあくまで参考単価であり、実施者により単価が違ってもまったく問題はありません。ただし、その 単価の根拠となるもの(規程・規約等)を備えておく必要があります。	
7	現段階では未定なことが多く、企画提案書に詳細な記載をすることが難しいのですが。	現段階ではあくまで計画なので未確定な部分があっても問題ありません。申請段階ではっきりしている予定実施内容(計画)を記載してください。	
8	応募締切日までにどうしても提出が難しい。しかし、年度途中からでも是非実施したいと思っているが、どうすればいいでしょうか。	公募は予定どおり2月上旬で一旦締め切りますが、締切に間に合わない都道府県については、御要望があれば、 年度途中からの申請も認めたいと考えています。ただし、公募締め切りまでにその旨の連絡(意思表示)があり、 <u>6月</u> 末日までに申請があった場合に限る。	